

ニ參ラス可シ、但鷹ノ鳥ノ事ハ、雙ベキ物不可有之、

〔家中竹馬記〕一樽美物等の目錄は、次第、魚は前、鳥は後也、魚の中にも鯉は第一也、其次は鱸なり、河魚は前、海の魚は後なり、鷹の鳥、鷹の雁、鷹の鶴などは、鷹を賞する故に、鯉より前に書也、雲雀、鴨、鶉といふとも、鷹の執たらんは賞翫猶おなじ、又鶴は大鳥他に異なる故に、鷹の鳥よりも猶前に書也、

〔年中定例記〕殿中從正月十二月迄、御對面御祝已下之事、

一 二月朔日、御對面如前略、中先今日、島山殿より御進上の美物の目錄を御目にかけて、白鳥一、のしあはび千本、備上覽候、兩人してかきて出候、美物二色、天野五荷御進上候、此時計美物御目にかかる也、其外は何も御目にかゝらず候、

〔日本書紀二十五〕二年三月甲申、詔曰、中凡始畿内及四方國當農作月、早務營田、不合使喫美物與

酒宜差清廉使者告於畿内、其四方諸國國造等、宜擇善使依詔催勤、

〔澤巽阿彌覺書〕正月八日

一 御精進ほどき御美物御進上、雁一、鯛五、御目錄、蜷川新右衛門調進、御使當番毎月何にてもあれ、兩種如此、法住院殿御代に八日と廿七日に御進上也、

〔大館常興日記〕天文十年正月十二日、一雁一、荒卷五、若公へ進上仕也、明日十三日御せち御いんニ

ん、毎年御儀、仍各美物進上候につきて如此也、今日申次當番細豆州にて御入候間、進上目錄折紙

以書狀豆州江申候て申入之也、美物兩種は如例年、下津屋方へ納申之也、使富森八郎

〔伊呂波字類抄古〕五味 鹹シハ、ユシ 酸スシ 苦ニカシ 甘アマシ 辛カラシ

〔喫茶養生記上〕其五味者

酸味者は柑子、橘、柚等也、辛味者は薑、胡椒、高良薑等、甘味者は砂糖等也、又一切食、以甘爲性也、